研究開発型中小企業である旨の証明書

収入金額における試験研究費等比率計算書

|  |  |
| --- | --- |
|  　第　　　　 期 事　業　年　度 |  年　　　　月　　　　日から 年 月 日まで |
|  　収　入　金　額収入金額＝（総収入金額（売上高＋営業外収益＋特別利益））－（固定資産又は有価証券の譲渡による収入金額）－(その他収入金額から除外するもの) |  　　 円 |
|  試 験 研 究 費 |  円 |

 企業名：　　　　　　　　　　　　における試験研究費及び収入金額の金額は、上記の金額であり、試験研究費等比率は　　　　　％であることを証明します。

 令和　 　　年　　　　月　　　　日

 税理士

 公認会計士

　　　　　 　中小企業診断士

 　氏　名　　　　　　　　　　　 　　　 ○

　　　　　　　　　　　　　　　 　住　所

【 試験研究費等について 】

「試験研究費」とは、新たな製品の製造又は新たな技術の発明に係る試験研究のために特別に支出する費用をいい、「開発費」とは、新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出する費用をいいます。

それらの試験研究や開発を行うために要する原材料費、人件費（専門的な知識をもって当該試験研究又は開発の業務に専ら従事している者に係るものに限る。）及び経費（他の者に委託して試験研究又は開発を行う場合の委託費用を含む。）を内容とします。

ただし、計上された試験研究費等は客観的にその適合性及び妥当性が判断できるものでなければなりません。

（引用）特許庁ＨＰ

「研究開発型中小企業に対する審査請求料及び特許料（第１年分～第１０年分）の軽減措置について（2019年3月31日以前に審査請求をした場合）」

<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/chusho24_4.html>

【収入金額について 】

収入金額は、法令上、総収入金額（売上高のほか、営業外収益及び特別利益を含むものと解します。）から固定資産又は有価証券の譲渡による収入金額を除いた金額とされております。

また、法令上は明記されておりませんが、国税還付金、貸倒等引当金戻入益、及び、固定資産又は有価証券に係る評価益についても、試験研究費等比率の計算に当たっては、収入金額から除外し、収入金額を算出してください。

（引用）特許庁ＨＰ

「旧減免制度に関するQ&A」

<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen_faq.html#m2_4>